

8. 計画の推進に向けて

① 庁内における連携体制の確立

地震による被害を最小限とするためには、住宅・建築物の耐震化や家具の転倒、食器の落下防止などの建築物対策に加え、地域防災会議による効果的な減災・防災活動、福祉部門による高齢者などの防災実態の把握、生涯学習活動の一環として日頃からの防災学習・防災教育の普及が不可欠です。

そのため庁舎内で、建築部局、防災部局、福祉部局、生涯学習部局など関連部局による連携体制を確立し、所管する地震対策施策の整合と関連情報の収集の共有化、活動の連携を図り、施策の効果的な展開を図ります。

② 住宅所有者、町内会の意識啓発

住宅の耐震化や地震時の家具転倒など被害防止を確実なものとするためには、住宅の所有者、居住者の耐震改修に対する理解が不可欠です。

また、地震被害にともなう2次的な火災被害や避難にともなう高齢者、子ども、妊婦など災害弱者被害の発生を食い止めるためには、行政区（町内会）や自主防災組織の効果的な活動も必要です。

そのため、住宅所有者、町内会に対するパンフレット配布や説明会の開催など啓発活動を積極的に進め、意識啓発を図ります。

③ 耐震に係る関係技術者と行政との連携

耐震改修に係る専門技術者の育成として、建築士会や北海道震災建築物応急危険度判定協議会と連携し、講習会への参加や情報交換の場の確保を図り、行政と関連技術者、関係技術者同士の連携及び耐震に関する総合的な技術力の向上を図ります。

また、東川町としては、北海道（建築指導課）や全道自治体で構成される北海道耐震改修促進会議と連絡を密にとり、耐震に関する情報交換や先進的な施策事例の収集など、耐震情報の蓄積を図ります。

図 東川町耐震改修促進計画の要点と推進方策

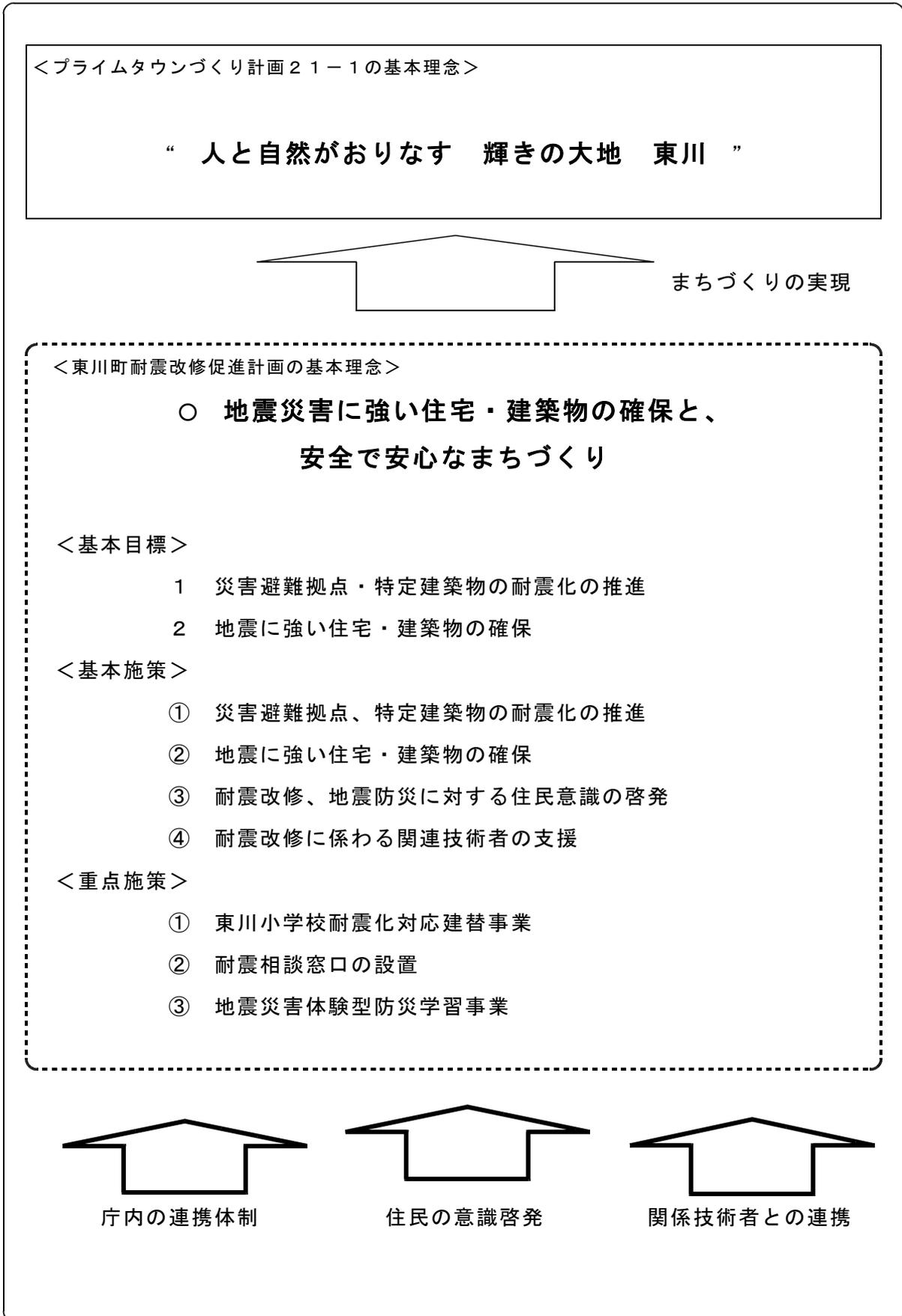


図 東川町の地震時に通行を確保すべき道路の位置（市街地）

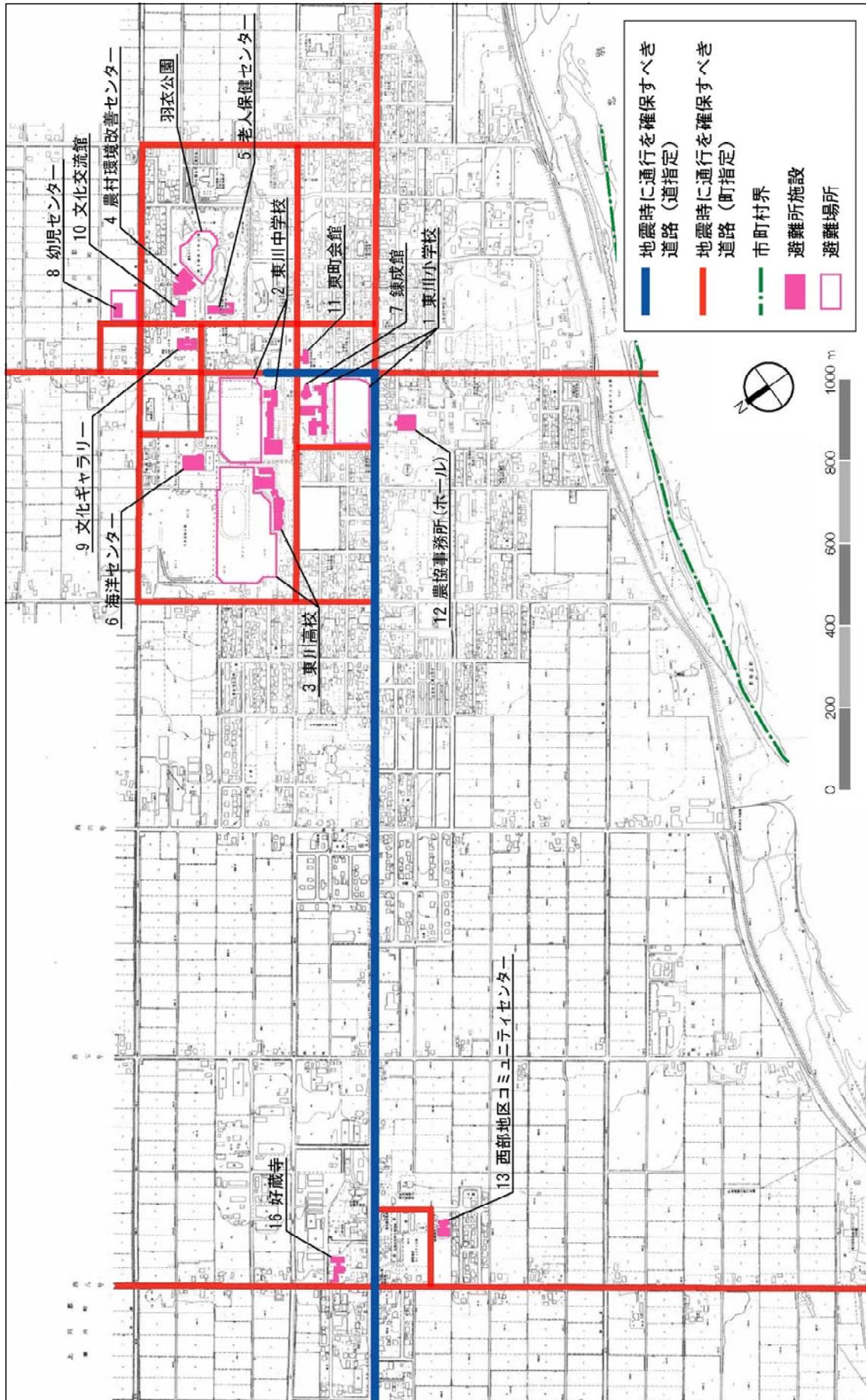


図 東川町の地震時に通行を確保すべき道路の位置（広域）

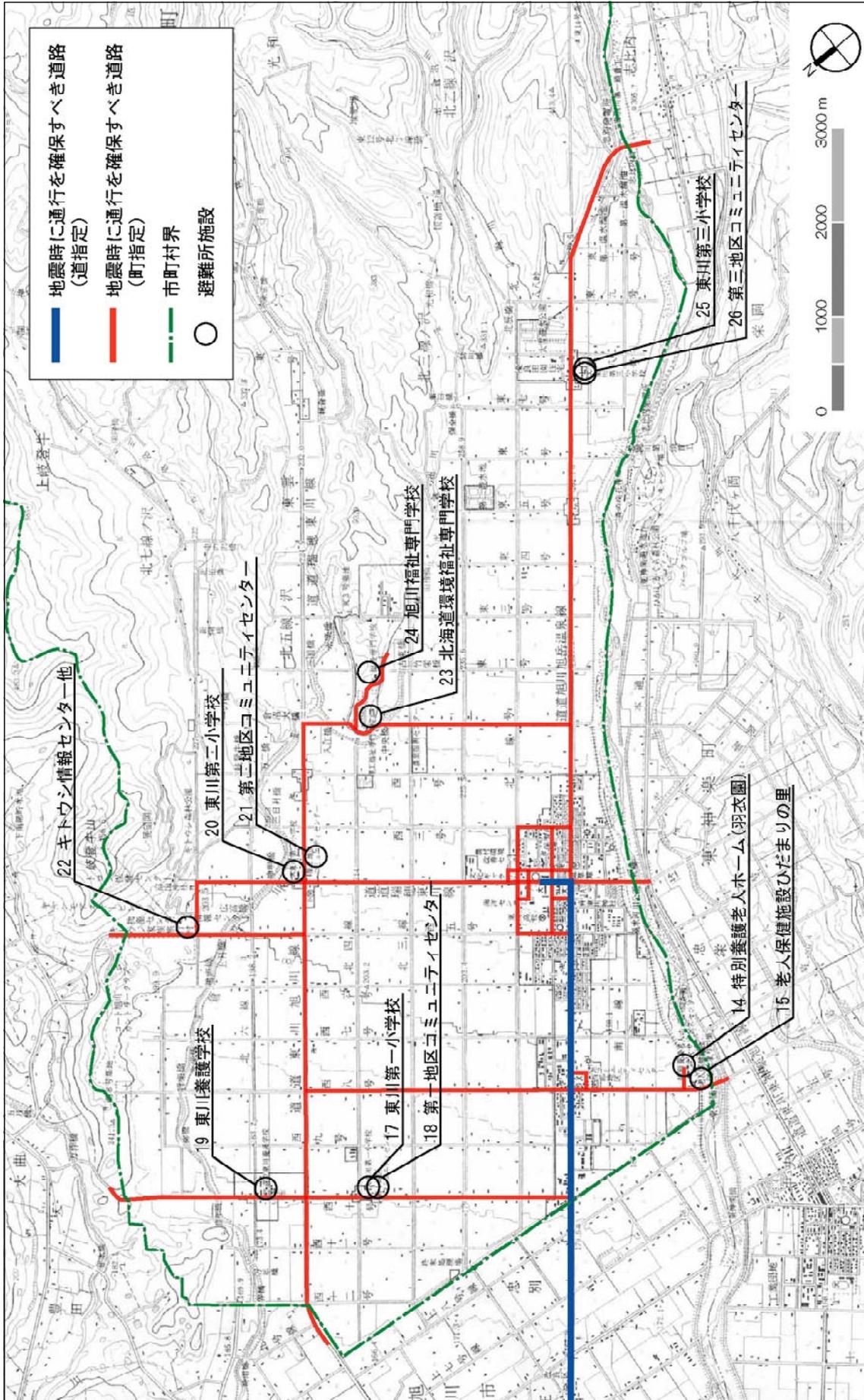


表 東川町の地震時に通行を確保すべき道路箇所数延長調書

路線番号	路線名	延長 (m)	内、道指定 (m)
4	西10号道路	4,600	
6	西8号道路	4,400	
9	西5号道路	1,850	
9	西5号道路	550	
10	西4号道路	1,100	
11	西3号道路	550	
13	1号道路	2,750	
24	北1線道路	1,100	
30	北7線道路	550	
35	北4条道路	1,100	
36	1丁目道路	752	
64	北1条西道路	183	
89	公園本通線	270	
111	西川中央2丁目道路	140	
112	西8号南2線道路	200	
128	北4線高台道路	728	
132	西川中央南1条道路	190	
135	体育館通り道路	150	
道1	旭川旭岳温泉線	11,100	▲ 6,600
道2	瑞穂東川線	3,300	▲ 180
道3	東川旭川線	4,400	
合計		39,963	▲ 6,780

※ 東川町調べ (平成20年3月)

※道指定の重複部を差し引く

$$\begin{array}{rcl}
 \text{町指定} & & \text{道指定} & & \text{町が新たに指定した距離} \\
 39,963\text{m} & - & 6,780\text{m} & = & \underline{33,183\text{m}}
 \end{array}$$